## 隠岐の島町長選挙における不在者投票の請求方法について

長期出張等により隠岐の島町以外の市区町村に滞在の方で、不在者投票をご希望の方は、このホームページにある「投票用紙等の請求書」に必要事項をご記入の上、隠岐の島町選挙管理委員会まで直接または郵送にてご請求下さい。

折り返し、投票用紙等一式を"投票用紙等の請求書"に記載されている滞在先住所に 郵送します。お手元に届きましたら、滞在先の選挙管理委員会(市区町村役場内)に持 参し、指示に従って投票して下さい。

## (※中の封筒を自分で勝手に開封し記入すると無効となりますのでご注意下さい。)

なお、隠岐の島町長選挙の執行計画は、次のとおりとなっております。

## ○隠岐の島町長選挙

·告示日:令和2年10月13日(火)

·投票日:令和2年10月18日(日)

・不在者投票のできる期間

令和2年10月14日(水) ~ 令和2年10月17日(土)

・投票用紙を発送できる期間

令和2年10月11日(日)から

- ※国政選挙と異なり、滞在先の市区町村選挙管理委員会は平日のみの対応となることが考えられますので、16日(金)までに投票を行って下さい。
- ※ただし、同期間に選挙が行われている市区町村選挙管理委員会においては、 17日(土)も投票を行うことができる場合があります。投票できる日時に つきましては、最寄りの選挙管理委員会にご確認下さい。
- ※離島につき郵送等に要する時間を見込んで、早めの手続きをお願いします。

▽注意▽<u>10月14日(水)~10月17日(土)まで期日前投票所</u>を設置しますので、投票 日に不在でも、この期間に隠岐の島町に滞在する場合は期日前投票をご利用下 さい。

## ○投票用紙等の請求書の提出(郵送)先

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2 隠岐の島町選挙管理委員会 tel 08512-2-2111 / fax 08512-2-6005